

# 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用許可を受けて、飲料水の販売を目的とした自動販売機設置及び管理運営業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募に付する。

令和4年1月26日

法務省所管国有財産部局長

宮崎地方法務局長 池 田 哲 郎

## 記

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

飲料水の販売を目的とした自動販売機設置及び管理運営業務

#### (2) 使用許可期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、必要に応じ、5年を超えない期間で更新することができる。

#### (3) 募集者数

施設ごとに1者

#### (4) 設置場所、種類、設置台数等（設置する自動販売機は全て災害対応型を条件とする。）

ア 宮崎地方法務局分室（宮崎市江平東二丁目6番35号）

1階共用部分、缶・ペットボトル、1台

イ 都城地方合同庁舎（都城市上町2街区11号）

(ア) 1階共用部分、缶・ペットボトル、2台

(イ) 3階リフレッシュルーム、缶・ペットボトル、1台

(ウ) 4階共用部分、缶・ペットボトル、1台

ウ 日南法務総合庁舎（日南市飢肥3丁目6番2号）

1 階共用部分，缶・ペットボトル，1 台  
エ 小林法務合同庁舎（小林市細野 2 6 6 番地 1）

1 階共用部分，缶・ペットボトル，1 台

（5）選考方法

企画提案書について審査し，総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）良質な商品及びサービスを提供できる能力と実績を有すること。

（2）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下，「予決令」という。）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であつて，契約締結のために必要な同意を得ている者は，予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

（3）国税及び地方税を完納していること。

（4）経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり，適正な業務履行が確保される者であること。

（5）公募説明書の交付を受けた者であること。

（6）公募説明書の条件を満たすこと。

（7）法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（8）役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

（9）役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与している者ではないこと。

（10）役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び（８）から（11）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 公募説明書の交付期間及び場所

- (1) 日時 公告日から令和４年２月１５日（火）までの行政機関の休日に関する法律(昭和６３年法律第９１条)第１条に規定する行政機関の休日を除く午前９時から午後５時まで
- (2) 場所 〒８８０－８５１３  
宮崎市別府町１番１号 宮崎法務総合庁舎２階  
宮崎地方法務局会計課施設係（担当 山田）  
電 話 ０９８５－２２－５３６８

### 4 企画提案書の受付期間及び場所

- (1) 日時 令和４年２月２４日（木）午後５時まで  
（郵送の場合は必着。なお、書留郵便又はレターパックに限る。）
- (2) 場所 上記３（２）に同じ